

JR連合 政策News

第233号

2013年3月29日

バス事業のあり方検討会、最終報告内容が固まる！

～JR連合、各種制度の定着に向けた取り組み強化を改めて要望～

3月29日、国交省において、今回が最終回となる「バス事業のあり方検討会」が開催され、約半年に亘る議論経過を踏まえて示された最終報告書（案）が、審議を経たのち承認された。

昨年4月の関越自動車道高速ツアーバス事故を踏まえつつ、本年8月からの新高速バス事業への円滑な移行を図るべく、同検討会では、安全基準のあり方、参入規制のあり方、貸切バス運賃料金のあり方ないしはバス運転士の過労防止に向けた制度のあり方等について個別にワーキンググループを立ち上げるなどして短期間で極めて濃厚な議論を展開してきた。JR連合としてもバス労働者の声を審議内容に反映すべく、この間積極的に参画し、発言を行ってきたところである。



示された最終報告書（案）は、昨年の関越道における高速ツアーバス事故の背景に潜む課題として、高速ツアーバスの業態に内在する根本的な問題点、即ち、道路運送法に縛られない業態のあり方やそれに伴って各種規制の適用外として扱われてきた事実、さらにはツアーバス業態の主な受け皿であった貸切バス事業をめぐる運賃・料金をはじめとした構造的な問題点等について指摘がなされ、そうした諸問題が複雑に絡み合ったが故に事故が発生したと記述。その上に立って、検討会で審議された様々な具体的な方策が明記された。また、今後継続的に議論すべき課題についても付記された。

JR連合は検討会の場で都度考え方を開陳してきたところであり、示された最終報告はJR連合が示した意見を概ね包含したものであると認識、賛意を示した。一方、今回整理した諸制度を作るだけでは無意味であり、各事業者において確実に運用されるよう行政として取り組むことを強く要請するとともに、参入規制のあり方を今一度整理検討すべきであるという点、及び、今回のバス運転士における過労運転防止にかかる交替運転士の配置基準が整理されたことに鑑み、労働行政の主管たる厚生労働省が主体的に地方局に対して当該変更の趣

旨内容等を伝達し、地方運輸局とともにかかる指導強化を徹底すべきである点についても併せて指摘を行ったところである。

本日の審議会を以てバス事業に関わる各種制度見直しを巡る議論は一旦収束するが、重要なのは制度の策定ではなく、現場での実運用である。即ち、現場段階において決められたルールなり安全の取り組み等が遵守されているかであり、寧ろこれからのほうが重要であると考えている。とりわけバス産業は本年8月より新高速バス事業へ移行するという大きな変革を迎える。私たちJR連合は、JRバス労働者の希望の持てる将来像を創り上げるべく、現場段階での運用実態等の把握に取り組みを強化していく所存である。